

平成 27 年度第 2 回千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 議事録

日時：平成 27 年 12 月 17 日（木）

場所：プラザ菜の花 4 階「楨」

【司会】 それでは、関係者お揃いですので、ただいまから平成 27 年度第 2 回千葉県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、千葉県環境生活部循環型社会推進課の縣と申します。

よろしくお願いいたします。

はじめに、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。まず、委員名簿と座席表、1 枚紙のもの。次第の枠に囲まれた中が配付資料でございます。

資料 1 第 1 回廃棄物・リサイクル部会における委員意見に関する事務局の考え方

資料 2 第 9 次千葉県廃棄物処理計画（素案）

資料 3 今後のスケジュール（案）

参考資料 1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（案）

参考資料 2 千葉県環境審議会運営規程

参考資料 3 廃棄物処理計画に関する廃棄物処理法等における根拠規定

参考資料 4 千葉県廃棄物処理計画の策定について

また、本日、追加資料として、所用により欠席の宮脇委員からの素案に関するコメントをお配りしております。お手元の資料、不足等ございませんでしょうか。

（発言なし）

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第 10 条第 1 項及び第 11 条第 2 項の規定により原則公開となっております。本日の議題を見ますと、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございます。公開とさせていただきます。なお、今回は傍聴人はございません。それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部 大竹次長から御挨拶申し上げます。

【大竹次長】 本日は、お忙しい中、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会に御出席いただき、ありがとうございます。また、日頃より、本県の環境行政につきまして、御指導を賜り、御礼申し上げます。さて、本日は、10 月の部会に引き続きまして、「第 9 次千葉県廃棄物処理計画」の策定について御審議をお願いいたします。前回にお示した計画骨子案をもとに、委員の皆様からいただいた御意見や、11 月に示された国の基本方針案を踏まえ、事務局で計画素案を作成いたしました。この素案では、前計画における目標値に対

する進捗状況や国の基本方針において示された新たな目標等を考慮しまして、目標年度となる平成 32 年度に目指す新たな目標値とともに、実現のための展開する施策、推進体制などをお示ししています。詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【司会】本日は、委員総数 8 名に対し、7 名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、本日の会議が成立しておりますことを御報告いたします。

【司会】それでは、これより御審議をお願いいたしますが、委員の皆様におかれましては、発言にあたりまして、マイクを御利用いただくようお願いいたします。議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、瀧部会長をお願いいたします。

【瀧部会長】皆さん、おはようございます。先ほど話がありましたように、前回に引き続き第 9 次の計画を審議するということになっております。大体 5 年後を目指すような形になりますが、この 5 年は非常に目まぐるしく変化する時期になろうかと思えます。したがって、そのような将来的な展望は非常に言いにくい状況ではありますが、より良い千葉県における廃棄物あるいはリサイクル行政に資するようなものを作っていきたいと考えていますので、御協力あるいは慎重な審議をよろしくお願い致します。

それでは、議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人を河井委員と杉田委員をお願いしたいと思っております。

(異議なし)

よろしくお願い致します。それでは、本日の議題は「第 9 次千葉県廃棄物処理計画(素案)について」です。事務局から説明をよろしくお願い致します。

【市原室長】はい。循環型社会推進課の市原と申します。

資源循環企画室長の市原でございます。資料 1 と資料 2 を使って御説明いたします。まず資料 1 を御覧ください。

前回の第 1 回部会では、事務局から計画の骨子案をお示しし、委員の皆様から御意見をいただいたところでございます。資料 1 は、前回いただいた御意見と、それに対する事務局の考え方を整理したものでございます。

まず、展開する施策に関する御意見です。

瀧部会長と杉田委員から、「施策の担当課や、県庁内各部局の役割を明記すべき」との御意見をいただいております。事務局といたしましては、この御意見を踏まえ、展開する施策ごとに担当する課名を計画に記載することといたします。

次に市町村と連携した 3 R の推進について、井上委員から御意見をいただいております。「3 R の推進に関しても、地球温暖化防止活動推進員と同様の制度を作るべき」、また、「県民と行政と業者が入ったワークショップを設けるとともに、小売店から排出される容器包装を制限する県条例を制定すべき」との御意見です。3 R の推進につきましては、廃棄物処理法の制度として、市町村に「廃棄物減量等推進員」を置くことができる制度がござい

ますので、この制度を活用していくこと、また、容器包装の制限につきましては、条例制定には課題があると考えますが、容器包装廃棄物の削減は重要でありますので、市町村や事業者も交えて、課題や排出抑制の方策について考えてまいります。

次に「ヒアリング結果について」の御意見でございます。

河井委員から、「排出事業者からの意見を踏まえた計画を」という御意見、杉田委員からは、「排出事業者や市町村と処理業者のマッチングの機会、及び認定リサイクル製品」に関する御意見をいただいております。事務局といたしましては、いただいた御意見を踏まえまして、可能な限り施策に反映させてございます。

次に、放射性物質を含む廃棄物への対応に関するふじしろ委員からの御意見です。「8000ベクレル以下の廃棄物についても、なんらかのペンディングをして計画を策定すべき」との御意見です。事務局といたしましては、市町村や事業者に対し、処理基準に基づく適正処理や、安全性につきまして、情報提供や助言を行ってまいります。

次に災害廃棄物等の処理体制の整備に関する御意見です。「産業廃棄物協会の経験を今後活かしていただきたい」という杉田委員、瀧部会長からの御意見、また、「災害時の廃棄物仮置き場の確保」に関する宮脇委員からの御意見がございました。今後、県としての災害廃棄物処理計画を策定していくに当たりましては、千葉県産業廃棄物協会の御経験を大いに参考とさせていただきたいと考えております。

次に、産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方に関する御意見です。宮脇委員からは、「産業廃棄物だけでなく一般廃棄物についても検討すべき」との御意見、杉田委員からは、「公的関与の最終処分場の整備」に関する御意見を、それぞれいただいております。一般廃棄物につきましては、市町村が責任を持って処理していくという法の規定があること、また、産業廃棄物の最終処分場につきましては、今後も継続して必要な検討を行うこととしております。

最後に、計画の進行管理に関する御意見です。瀧部会長からは、「施策の定量的管理が必要ではないか」との御意見、香村委員からは、「県民にわかりやすい指標の設定」に関する御意見、杉田委員からは、「庁内各部署の取組について数値で示すべき」との御意見をいただいております。事務局といたしましては、次期計画の策定の後、当部会におきまして計画の進捗をチェックしていただくことを予定していますが、その際に、施策の進捗を示す適切なモニター指標を用いて進捗状況を御報告してまいりたいと考えております。

資料1の説明は以上でございます。

続きまして、資料2、廃棄物処理計画の素案について御説明させていただきます。

資料1で御紹介した、委員の皆様からいただいた御意見や、現計画の進捗状況、新たに生じている課題などを踏まえ、今回、計画の素案としてとりまとめたものが資料の2でございます。資料2を1枚めくっていただきますと目次がございまして、この計画の構成がわかります。

1の「計画の基本事項」として、計画改定の背景、策定方針、計画の位置付け及び計画

期間、対象とする廃棄物について記載しております。

2の「廃棄物処理の現状と課題」として、一般廃棄物、産業廃棄物それぞれの現状と課題を整理してございます。

3の「前計画の進捗状況」では、現行の第8次計画の進捗状況ととりまとめを記載しております。

4の「基本方針と計画目標」では、本計画の基本方針と数値目標を記載しております。

5の「展開する施策」では、本計画の体系をお示しするとともに、展開する施策の内容を3つの柱に体系化して記載しております。

6の「計画の進行管理」では、各主体の役割と、進行管理の方法を記載しております。

第9次計画は以上のような構成としたいと考えております。

それでは、計画の中身について御説明いたしますが、時間の都合もございますので、要点のみを御説明させていただきます。

それでは、資料の1ページ、1.1の「計画改定の背景」でございます。上から3段落目までがこれまでの経緯、4段落目「しかしながら」のくだりから、近年、新たに生じた課題について記載しております

現計画期間中に新たに生じた課題といたしましては、「災害廃棄物の迅速・適正な処理に関すること」、「放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理に関すること」、「再生土など産業廃棄物再生品の利用に関する周辺環境への懸念に関すること」、「CO2排出量削減への貢献に関すること」などが新たに生じてございます。

次に資料の2ページ、「策定方針」を御覧ください。2段落目ですが、廃棄物処理の現状と課題、前計画である8次計画の進捗状況を踏まえつつ、県の上位計画を具体化する個別計画との位置づけのもと、国の基本方針との整合を図りながらこの計画を策定することといたします。なお、国の基本方針につきましては、参考資料の1として本日配付しておりますが、現在、国においてパブリックコメントの募集期間が先日終わったところでありまして、間もなく正式に公布される予定の案となります。適宜、参考として御覧ください。

次に4ページを御覧ください。本計画の位置付け、及び計画期間につきましては、前回の部会で骨子案としてお示ししたとおりであります。計画期間は平成28年度から32年度までの5か年といたします。

5ページを御覧ください。本計画では一般廃棄物と産業廃棄物の両方を対象としております。

6ページを御覧ください。この6ページから34ページにかけては、本県の廃棄物処理の現状と課題を記述したものでございます。現状と課題の概要につきましては、前回の部会でも御説明させていただきましたので、今回は課題に関する部分のみをピックアップして御説明いたします。

7ページを御覧ください。四角囲みに、ごみの排出量に関する課題として、県民ひとり1日あたりのごみの排出量は減少傾向で推移しておりますが、減少幅は縮小しており、一

層の減量化に取り組む必要があること、それから CO2 排出量削減のために一層のごみの排出抑制が求められております。

10 ページを御覧ください。資源化の課題として、焼却処理されている可燃ごみの中には、紙類やプラスチック製容器包装など、未だ資源化が可能なものが多く含まれていることから、県民や事業者による分別排出の徹底に向けた取組が必要であること、また、プラスチック製容器包装に係る市町村による分別収集の取組を促進する必要があることが課題となっております。

12 ページを御覧ください。ごみ最終処分量に関する課題として、近年、最終処分される焼却残渣の量は横ばいの状況にありまして、最終処分量も平成 23 年度以降、若干増加傾向にあることから、焼却量を減らすための分別収集の促進や、焼却灰の再生利用をさらに進める必要があること、放射性物質濃度が 8,000 ベクレル以下の廃棄物については、一定の処理基準に則り、既存の最終処分場で処分できることとされていますが、放射能に対する処分場周辺の住民や事業者の不安などにより、処分が滞るケースが見受けられること、それから、最終処分場を持たずに処分を県外に委託する市町村については、排出抑制、減量化や資源化などを一層進め、処分量自体を減らす必要があること、といった課題があります。

14 ページを御覧ください。市町村のごみ処理費等に関する課題として、市町村においては、ごみ処理の効率化等により経費の節減に努めることが必要であること、また、ごみ処理の有料化につきましては、ごみの排出抑制や再生利用の促進の効果が期待できることから、収集回数の見直し、これは可燃ごみを減らして容器包装の収集を増やす等の施策と併せまして、その導入を検討することが必要であること、といった課題がございます。

15 ページを御覧ください。ごみの不法投棄等に関する課題として、道路や空き地、林地等におけるごみの散乱や廃家電等の不法投棄が未だ見受けられるので、引き続き不法投棄防止対策の強化が必要でございます。

17 ページを御覧ください。一般廃棄物処理施設の整備に関する課題として、ごみ処理施設の老朽化が進んでおりまして、施設の長寿命化や更新の検討が必要となっております。最終処分場につきましては残余年数が限られていることから、新たな処分場の確保をはじめ、地域住民の理解のもと、ごみ処理施設の計画的な整備が必要でございます。

19 ページを御覧ください。災害廃棄物対策に関する課題で、東日本大震災を契機とした新たな課題として浮上してきたものです。非常災害の発生に備えまして、県の災害廃棄物処理計画を早期に策定する必要があります。一部の市町村においては、災害廃棄物処理計画が未策定でありますので、県と同様に早期に策定する必要があります。また、既に計画を策定済みの市町村におきましても、国の指針を踏まえた内容に見直す必要があります。

21 ページを御覧ください。し尿処理に関する課題として、し尿処理施設もやはり老朽化が進んでおりますので、施設の長寿命化や更新の検討が必要です。また、し尿処理施設から発生する残さの資源化が今のところ低水準にとどまっておりますので、さらに資源化を

促進する必要があります。以上、一般廃棄物関連の課題でございます。

22 ページ以降は、産業廃棄物に関する現状と課題でございます。

24 ページを御覧ください。産廃の排出量に関する課題として、産業廃棄物の排出量は近年横ばいで推移していますが、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催などもありまして、今後の経済の動向次第で、排出量が増加に転じる可能性があります。また過去、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラ等の老朽化が進んでおります。その施設更新等に伴う建設廃棄物の増加が懸念されるところです。事業者による排出抑制の取組を促進していくことが重要となっております。

27 ページを御覧ください。産廃の処理・処分状況に関する課題として、最終処分量の多い、汚泥、混合廃棄物、がれき類などにつきましては、減量化、資源化を一層進める必要があること、最終処分の割合が比較的高い廃プラスチック類については、最終処分量を減らすために資源化や熱利用を一層進める必要があること、再生土等の産業廃棄物再生品は、埋立資材として使用される例が増えており、周辺環境への影響を懸念する声もありますことから、利用に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう、用途に従った適正な利用がなされる必要があること、が課題として挙げられます。

29 ページを御覧ください。産廃の不法投棄に関する課題として、新たな不法投棄確認量は近年減少傾向にありますが、一方で小規模な投げ捨て型の不法投棄が依然として後を絶たないことから、不適正処理の未然防止に向けて、引き続き監視・指導体制の強化が必要です。適正処理の推進のため、排出事業者及び処理業者への指導の強化が不可欠となっております。

30 ページを御覧ください。環境への支障の除去に関する課題として、過去に不法投棄された産業廃棄物が現在でもまだ多数存在しており、不法投棄された残存物の撤去が進まない状況にあります。周辺環境への影響が懸念される場合には、行政代執行による支障除去が必要となりますが、除去に要する経費が多額となっているといった課題があります。

31 ページを御覧ください。PCB等の特別管理産業廃棄物に関する課題として、PCB廃棄物については、処理されるまでの間、排出者の適正保管や処理期限までの確実かつ適正な処理を徹底する必要があります。また、今後排出量の増加が予想されるアスベスト廃棄物や、恒常的に排出が見込まれる感染性廃棄物等の特別管理産業廃棄物につきましては、不適正処理が行われた場合、人の健康や周辺環境への影響が大きいことから、確実に適正処理を行う必要があります。

32 ページを御覧ください。産業廃棄物の処理施設整備に関する課題として、今後、景気の動向等により産業廃棄物の排出量や他都県からの搬入量が急増した場合は、最終処分場の残余容量が不足する事態も想定されます。依然として用地の確保が困難な状況であることを踏まえ、公共による関与の可能性も含めまして、産業廃棄物処理施設の安定的な確保のための検討が必要です。3 番目として、最終処分場用地の確保は依然として困難な状況にありますので、できる限り産業廃棄物の減量化・資源化を促進し、それらが困難なもの

については、適正に最終処分を行う循環的な利用をさらに進めることが必要です。また、県外産業廃棄物の県内での最終処分を抑制することが、引き続き必要です。

34 ページを御覧ください。バイオマス活用の推進に関する課題です。バイオマス活用につきましては、県のバイオマス活用推進計画に基づきまして、様々な取組が展開され根付いてきていますが、多くの取組が、運営面において、原料収集段階での安定的な確保、変換段階での低コスト化、利用段階での需要拡大などで課題を抱えており、安定したバイオマスの活用と拡大には、これらの課題を解決することが必要であります。

以上のような課題を踏まえまして、9次計画では新しい目標値を設定するとともに、各般の施策を展開してまいりたいと考えております。

次に35 ページを御覧ください。表3-1-1に、現8次計画の目標と直近の実績値をまとめてございます。一般廃棄物につきましては、排出量及び排出原単位は25年度の実績値をみると目標の達成が見込まれますが、再生利用率及び最終処分量の目標につきましては現在のところ達成が困難な状況です。産業廃棄物につきましては、排出量と最終処分量の目標は達成が見込まれますが、再生利用率の目標はこのままですと達成が困難な状況です。こうした第8次計画の進捗状況を踏まえまして、新しい計画を策定してまいります。

次に38 ページを御覧ください。9次計画の基本方針となります。これまで御説明してきた現状と課題等を踏まえ、計画の基本方針として、2つの事項を掲げております。なお、これは前回骨子案としてお示しした内容から変わっておりません。

次に39 ページを御覧ください。ここから、第9次計画の数値目標を掲げております。

まず(1)には、国が基本方針で示している数値目標、まだ案ではありますが記載しました。国では、平成24年度を基準年度としておりまして、目標を平成32年度と定めております。

まず、一般廃棄物ですが、「排出量」は、24年度比で「約12%の削減」を目指すというもの、また、「ひとり一日当たりの家庭系ごみ排出量」は、国民にわかりやすい指標ということで新たに設けられる項目ですが、「500グラム以下」とします。再生利用率は、「27%以上」を目指すというもの、最終処分量は24年度比で「約14%削減」と、4項目について、目標値が掲げられております。

産業廃棄物につきましては、「排出量」は同様に24年度比で増加を約3%に抑制するものです。再生利用率は「56%以上」とします。また、最終処分量は24年度比で「約1%の削減」と設定されております。これら国の目標値を参考としつつ、県としての目標値を定めることとします。

(2)の目標値の「ア 一般廃棄物」の表を御覧ください。まず、「排出量」ですが、前計画の目標が達成見込みであることから、9次計画では、より高い目標として「196万トン以下」を目指すというものです。それから、「ひとり一日当たりの家庭系ごみ排出量」は、国の基本方針で新たに導入された目標ですが、これは大変わかりやすい指標ということで、本県でも国の目標と同じ「500グラム以下」を目指すこととします。再生利用率と

最終処分量につきましては、前計画の目標達成が難しい状況であることから、前計画の目標値の「再生利用率 30%以上」、「最終処分量 13 万トン以下」を、引き続き目指していくこととします。

次に 40 ページを御覧ください。御説明した一般廃棄物に係る 4 項目の目標設定の考え方でございます。

排出量につきましては、目標の「196 万トン」という数値は、25 年度実績の 218 万トンから 10%削減として求められる数値であります。一方、国の目標は 12%削減ですので、若干数値に違いがございます。国の方は 24 年度からの削減率でありまして、これを県の計画期間である 25 年度から 32 年度までに合わせて計算し直しますと、10.9%削減に相当します。それでも、県の目標は 10%削減であるので、0.9%の差が生じておりますが、これは、国と県の将来人口の違いを考慮したためです。千葉県は国全体よりも、将来の人口減少の割合が小さいと推計されております。その比較のため、目標年度 32 年度における排出原単位を計算してみました。その結果、平成 32 年度に目標を達成した場合の原単位は、国が 883 グラムに対し、県は 877 グラムとなります。こうしたことから、県の目標案の 196 万トンは、国の目標と遜色がないものと考えております。

次に「ひとり一日当たりの家庭系ごみ排出量」ですが、これは、国の方でもわかりやすい指標として設定するものですので、県もわかりやすい数値として 500 グラム以下を目指すものです。参考までに 21 年度から 25 年度までの国と県の実績の推移をお示ししました。25 年度は、国では 527 グラム、県では 542 グラムと若干県のほうが達成までのハードルは高いと考えておりますが、わかりやすい指標として出してまいりたいと考えております。

41 ページを御覧ください。再生利用率及び最終処分量の目標は、前計画で設定した目標値を、なかなか高い目標ではありますが、引き続き目指していくものであります。

次に産業廃棄物の目標です。まず、排出量及び最終処分量につきましては、前計画の目標が達成の見込みであることから、より高い目標を目指します。目標達成が難しい状況にある再生利用率につきましては、前計画の目標を引き続き目指します。この基本的な考え方は、一般廃棄物の目標と同様です。

まず排出量の目標ですが、25 年度実績の 2,117 万トンから 3%増の 2,180 万トンに増加を抑制するというものです。これは、国の基本方針で掲げられた「増加を 3%以下に抑える」という目標を踏まえまして、県としても同様の考え方を採用したものであります。32 年度、将来の推計の予測値を見ますと 2,333 万トンと県のほうでも推計しておりますが、それに比べると目標は 2,180 万トンですので、予測よりも削減を目指している目標値でございます。

42 ページを御覧ください。再生利用率につきましては、前計画の目標を引き続き目指すものであります。次に、最終処分量の目標ですが、25 年度実績の 31.3 万トンから 1%減の 31 万トンを目指すというものです。国の目標である「1%削減」と同様の考え方を県でも採用したものであります。

以上のとおり、県としての数値目標を設定したい、と考えております。

次に43ページを御覧ください。ここから展開する施策について御説明いたします。ここからが目標の達成に向け展開していく各種の施策となります。

本計画では、骨子案でお示ししたとおり、施策を大きく3つの柱に区分して体系化しております。ローマ数字の1として「3Rの推進」、2として「適正処理の推進」、3として「適正処理体制の整備」、でございます。この3つの柱の下に、合計で25項目の施策を展開していく、といった体系としております。

44ページを御覧ください。展開する25の施策の具体的な中身について、ここから60ページまでに記載してございます。全体を通じ、個別の施策名の後ろにカッコ書きで担当課を記載することとしております。この素案では、部局名のみ記載しているものもございませうが、今後、事業内容等を精査した上で、最終版では具体的に担当課名を記載することといたします。また、カッコで「新規」と記載した項目は、本計画で新たに盛り込もうとするものです。時間の都合もございませうので、新規項目を中心に、主な取組について御説明いたします。

まず大きな柱の1、「3Rの展開」に関する施策でございます。ここでは9項目の施策を展開してまいります。

最初に「1-1 3Rを推進する県民運動の展開」でございます。ここでは主な取組として新たに「2Rの取組強化」に取り組んでまいります。3Rのうち、リサイクルよりも優先順位の高いリデュース、リユースの取組を特に強化してまいります。

次に46ページの下から2つめのマルを御覧ください。「1-2 市町村と連携した3Rの推進」という施策の中で、新たに「使用済み小型電子機器等の回収体制の構築」に取り組んでまいります。これは平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されたことを踏まえまして、市町村におきましては、リサイクルを前提とした小型家電の回収体制を構築していただきたい、というものでございます。

次に49ページを御覧ください。一番下のマル、「1-6 循環資源等の利用の促進」の取組のひとつとして、新たに「優良リサイクル製品の認定制度の導入」に取り組んでまいりたいと考えています。

51ページを御覧ください。ここからが2本目の柱、「適正処理の推進」に関する施策でございます。ここでは10項目の施策を展開してまいります。このうち2つの施策が、本計画で新たに施策として展開する項目となります。

52ページを御覧ください。上から4段落目に、「2-3 有害廃棄物の適正処理の推進」として、新たに「水銀廃棄物の適正処理推進」に取り組んでまいります。御案内のとおり、国では「水銀に関する水俣条約」の発効を目指しているところでありまして、本年6月には、国内法整備の一環として「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が施行されております。このような法令に基づき、水銀を含有する廃棄物等の適正な回収が求められておりますので、県としても適正に取り組んでいこうというものでございます。

次に、新たに展開する施策として「2-4 再生土の適正利用の推進」を掲げております。近年、再生土などの産業廃棄物の再生品が、土地造成の埋立資材として使用される例が増えてきております。こうした埋立により、周辺環境に影響を及ぼすことがないように「監視パトロールと立入検査の実施」、また「有効な取組の検討」などに取り組んでまいります。

54 ページを御覧ください。一番上のマル「2-6 海岸漂着物の処理の推進」として、新たに「海岸漂着物の発生抑制」に取り組んでまいります。海岸漂着物は、河川を經由して内陸部から流れてくるものが多いものでございます。先般の茨城県の大雨でも、多数の海岸漂着物が漂着しております。そのため、発生抑制ということで、ごみ投棄の防止などについて普及啓発も併せて行ってまいります。

55 ページを御覧ください。新たに展開する施策の2つめとして、「2-10 放射性物質を含む廃棄物の適正処理」を掲げております。8,000 ベクレル以下の廃棄物につきましては、一定の処理基準に従って、既存の廃棄物最終処分場で処分できることとされていますが、先ほども課題として説明しましたとおり最終処分が滞るケースも見受けられますので、こういったことにも取り組んでまいりたいと考えています。

56 ページを御覧ください。主な取組としては、適正な処理に関する必要な情報提供や助言を通じまして、住民や処理業者の御理解を得ながら、適正な処理を促進してまいります。また、国への要望といたしまして、8,000 ベクレル以下の廃棄物の安全性や処理方法につきまして、国民的な理解が得られるための対策を国において講ずるよう、要望を行ってまいります。

57 ページを御覧ください。3本目の柱、「適正処理体制の整備」に関する施策でございます。ここでは6項目の施策を展開してまいります。

58 ページを御覧ください。「3-3 災害廃棄物の処理体制の整備」でございますが、主な取組の一番目は、「県災害廃棄物処理計画の策定」でございます。これは新たな取組でございますが、カッコ「新規」の記載が漏れておりますので、お手数ですが「カッコ新規」と記載をお願いいたします。

具体的な取組内容といたしましては、26年3月に制定された国の「災害廃棄物対策指針」により、県としての策定が求められている「災害廃棄物処理計画」を新たに策定しようとするものです。計画内容につきましては、国の指針等を参考にしながら、本県の地域特性を踏まえ、平時の備えから非常災害発生時まで、切れ目のない対応について定めることとし、できる限り早期の策定に取り組んでまいります。

59 ページに入り、マルの2つ目は「市町村災害廃棄物処理計画の策定」です。国の災害廃棄物対策指針では、県のほか市町村にも計画策定を求めていることから、現在、計画を策定していない市町村については新規策定を、既に計画を策定済みの市町村では、国の指針を参考として見直しが必要な場合には見直しを、それぞれ支援してまいります。

最後に施策の3-5、「産業廃棄物処理施設の整備のための検討」ですが、主な取組の一

つ目、「産業廃棄物最終処分場の整備における公的関与の検討」の部分のアンダーラインが漏れております。お手数ですが追記をお願いします。

以上、60 ページまでが展開する施策でございます。

次に 61 ページを御覧ください。計画の推進体制として、6-1 に各主体の果たすべき役割を記載してございます。県民、民間団体、排出事業者と記載しており、62 ページに移りまして、廃棄物処理業者、市町村、県と記載してございます。

62 ページの一番下、計画の進行管理についてでございます。本計画は P D C A マネジメントサイクルにしたがって進行管理を行ってまいります。これは前計画から引き続き行ってまいります。P D C A の「C」、点検・評価では、当部会に進捗状況を報告しまして、委員の皆様への点検・評価をお伺いすることといたします。また、進捗状況の御報告に当たりましては、出来る限り、定量的な指標を用いてまいりたいと考えております。

以上で、資料の 2、第 9 次計画素案の説明を終わります。

【瀧部会長】 ありがとうございます。相当ボリュームがある説明を簡潔にやっただきましてありがとうございます。大きく分けて三つの検討事項があるかと思えます。

最初は、策定方針から入りまして 42 ページまでの目標に係ることから、43 ページから 60 ページまで、これをどのようにやっていくかという役割分担。それから、61 ページから、それをそれぞれの役割をどのようにチェックしていくか、こういう話になるかと思えます。こういう三つの事柄がこの 1 冊の中に入っているわけですが、とりあえず最初の目標に係る部分、42 ページまでの事柄について、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

どこからでもよろしいかと思えますが、御質問・御意見がありましたら、お願いしたいと思えます。

【ふじしろ委員】 どうもありがとうございます。2 点ほど、お伺いしたいのですが、一点は、あとに、50 ページ以降に出てくるのですが、課題として、放射性物質濃度 8,000 ベクレル以下の廃棄物については、安全性が不安な向きもあるということで、全く安全ということで指導するのかどうなのかということをお伺いしたいのと、もう一点は、27 ページ、52 ページにもあるのですが、再生土の問題というのは、今、議会の中でも取り上げられて、これは残土なのか、産業廃棄物なのか、あとの方を見ますと、廃掃法でチェックしたり、残土条例でチェックしたりと。そうすると、再生土そのものはどうやってチェックするのかな、と。課題の捉え方として、どこまで考えていらっしゃるのか、その辺りを教えてください。

【瀧部会長】 2 点ほどありましたけれども。

【市原室長】 はい。まず、8,000 ベクレル以下の廃棄物に関する安全性と不安に関する質問でございます。8,000 ベクレル以下の廃棄物につきましては、廃棄物処理法、放射性物質対処特別措置法に基づきまして、適正な一定の上乗せの基準をクリアした上で、安全に処分をできることとされておりまして、安全性は確保されている、と考えて

います。ただ、住民や事業者等、不安は依然としてある、と考えております。

【葉岡部課長】 再生土の関係ですが、一般的には、発生土のうち、泥状を呈したものが建設汚泥ということで、これを中間処理して脱水固化したもの、これが再生土とされているものがございます。トンネルのシールド工事が出た汚泥を中間処理して脱水固化したもの、これが埋立資材に使われると、これが再生土となります。

中間処理施設で処理されますので、建設資材ということで、廃棄物を卒業して、資材になると。したがって、これは残土条例の対象にもなりませんし、製品ですから、現在、埋立について、許可だとか、届出だとか、規制するものはないという状況になっております。実際に、埋立について、県がどう対応しているのかということでございますが、実際には、水質基準をクリアしているのかどうか、土壌の基準とかはありますから、基準をクリアできなければ、一般的には廃棄物ということで、廃掃法で指導であるとか、場合によっては、行政処分をすることになっていきますし、あるいは、再生土、残土の不法投棄になりますので、残土条例で規制することになっていきます。実際に、県の方で今、再生土がどのくらいやられているのか、県で調査をいたしまして、9月末現在ですが、県内に58か所くらいあると、そのうち、17箇所が埋立中のものであると。現場に入って、実際にどんなものを埋めているか、聞き取り調査をしたところでございますが、そのうちいくつか事業者の了解を得まして、県の方で検査することを考えています。その結果、有害物質等が検出されれば、当然、法に基づいて処分していくと。現行では、そのようなことで対応しています。

【瀧部会長】 よろしいでしょうか。

【ふじしろ委員】 どうもありがとうございます。まず、再生土の方、計画の52ページに書いてあることなんですが、今の既存の廃掃法と、残土等の境目というか、埋められない部分を立入調査を行うことによって、ひっかかった場合には、規制していくということでもいいのかどうか、再生土というものに、光を当てていくことに、チェックしていく体制にしていくのか、どうなのか、わからないんですが、計画として5年間でどのようにしていくのか。

【葉岡部課長】 52ページの、現行法令で対処するというので、立入調査を今後も厳格にやっていると、ほんとにいいのかという問題はありますので、どのような対策が有効なのか、これまで調査した状況というのを踏まえまして、考えていきたいというようなことで、取り組んでいきます。

【ふじしろ委員】 8,000ベクレルの件なんですが、8,000ベクレル以下ならいいよ、チェックしていくよという、放射性クリアランスレベルというのは100ベクレルだったんですよね。100から8,000の間の矛盾点というのは、原発事故で、8,000という数字を出したので、100ベクレルを提案するどこでチェックしていくのか、という。一応安全だと言ってしまう安全なんのですが、安全じゃないとその辺はどこまでチェックしていくのか、チェックしていかないのか、その辺について。

【瀧部会長】 ちょっと待ってください。それは、2つ目のところでやりましょう。

目標の数値についてそのあたりはどうか。整合性だとか、その辺りを中心にならず、42 ページまでの中の目標の数値、適切かというところ、あるいは抜けてないかどうか、あるいは、過剰じゃないかということですね、そういうお話があればと思いますが。

【香村委員】 一応、よくまとめられているとよくわかりました。ただ、あまりに少し漠然としているというのは否めないという感じがします。一つお聞きしたいのですが、1人一日あたりの家庭系ごみ排出量を今度は500グラムにするということを提案しております。でも、千葉県の場合、平成21年度から平成25年度の5年間で、17グラムしか減少していない。今度、平成25年度から平成32年度の間の7年間で、42グラム減量、国に合わせて目標値を設定する、それは本当に可能なかどうか、それが可能であれば、どのような施策を考えておられるのか、それについて教えてください。

【市原室長】 家庭系ごみの削減対策として、確かに、目標としては非常にハードルが高いものがあると思います。わかりやすい数字として500を採用しましたが、それに向けての対策といたしましては、引き続き、レジ袋の削減ですとか、詰替え製品の購入促進、粗大ごみのリユース促進などの取組を一層進めるといようなことを考えてございます。実は、まだ25年度の実績しか直近のデータとしてお示しすることができないのですが、26年度についてはもうちょっと良い数字が出るやに、現在集計中でございます。そういったことも踏まえまして、十分達成は可能なのではないかと考えてございます。

【香村委員】 達成されることを祈っています。もう一点、ごみの有料化の話です。課題として書かれているのは、ごみの排出抑制、再生利用の促進の効果があるからというように書き方をされている。この有料化によって、県民にどれだけの利益の還元があるのか、この有料化で入った収入を何に使うのかということに対して、県はどういう考えをお持ちなのか。

【市原室長】 有料化が導入されますと、まず、県民には直接その費用を払わなければならないということで、その場では経済的な負担が生じてしまうと思います。その一方で、一般廃棄物処理の責任を有するそれぞれの市町村・一部事務組合においては、今後、先ほども御説明いたしましたとおり、新たな施設の整備を進めていかなければならない、更新等も含めて。そこに多額の費用を要する焼却炉を、新たに今までと同じ大きさで整備していく場合と、削減することによってより小規模なもので整備し直す場合など、将来の設備投資的な考えを含めまして、各市町村でメリット・デメリットを踏まえて導入がなされていく、と考えておりますので、トータル的には、県民にメリットがあるのかな、と考えています。

【櫻井課長】 若干補足をさせていただきますが、1人一日当たりの家庭系ごみ排出量については、現実の情報を見ますと、ごもっともかと思います。もともと国の500グラ

ムというのは、そもそも第3次の循環基本計画の中で、長期目標として、平成32年度を想定して示されたもので、突如示されてきたものではないわけですが、実際に家庭の排出抑制の努力だけではおそらく厳しいと思います。現実的に、ごみを減らすには、メーカーさんによる簡易包装、小売店による努力とかいったものを合わせなければおそらく達成はできないと思いますが、現在のリサイクル法ではそういうことも義務付けられている面がございますから、それも含めて、意欲的な目標ではございますが、定めさせていただければ、というものでございます。

【瀧部会長】ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

【井上委員】500グラムに関連することなのですが、一つは市民には500はいいのですが、事業者にはないのかな、30%を占める事業者に減量の目標はないのかな。もうひとつ、10ページに関連すると思っているのですが、紙と廃プラのリサイクル率が低いんです。特に、紙容器包装リサイクルを実施している市町村が15、廃プラも33、半分くらいですよ。この理由は県の方でお持ちでしょうか。私が聴く限りでは費用が高くなると、実際に分別しづらい容器包装を事業者さんの製品の作り方もあると思うんですが、市民としてはわかりづらい、その辺も含めて、まず、この2つが進まない理由はお持ちでしょうか。よろしくをお願いします。

【市原室長】市町村において、進んでいないという御指摘でございますけれども、やはり、プラスチック製容器包装の分別回収をしますと、収集自体ですとか、収集した後に選別したり、保管したりしないといけないということで、市町村が負担しないといけない費用がこれまでより格段に高くなるということで、容器包装リサイクル法に基づく計画を策定して導入をしたいと考えても、費用面から導入を見送るといったケースもございます。やはり、実際に各市町村に聞き取りを行った結果におきましても、費用負担等を考慮して、導入を見送っているといったお話も伺っています。ただし、その場合でありましても、焼却により熱回収でエネルギーとして利用していくというような資源循環のランクとしては3Rよりも一段下になってしまうんですけれども、そういった再利用をしていますということをお聞きしています。

【櫻井課長】はい。井上委員御指摘の10ページの紙製容器包装の脚注に書かせていただいておりますけれども、この15市町村は、リサイクル法に基づいて、問屋を通しているところはこの数字には入っていないということで、実際排出され、きちっと分別排出されれば、ほぼ100%リサイクルされているものと認識しております。ただ、問題は、容器包装が分別されずに排出されていること。たしかに我々としても懸念しております。

前回の部会でも、部長が申し上げましたとおり、なぜ進まないかということについて、私の方も、費用面については聴いてはおりますけれども、徹底して聴いたということもございませんから、今回、少し時間はかかりますが、徹底した調査をヒアリングを通じてやっていきたい。必要であれば、業者を含めてやらせていただきたいと思います。

えております。

【瀧部会長】先ほどの、井上委員の質問の中で、一般廃棄物については、1人当たりの目標というのが出ていて、事業者については、それに類する目標というのは、掲げられないのかという質問が残ったかと思えますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【市原室長】目標を設定する際に、一般廃棄物の家庭ごみ、家庭系と事業系を区分して試算はしてございますので、内部的には数字はございますので、目標値としては設定するのはどうかと。結論として、目標として家庭系ごみを目標として設定しているわけではございますが、計画の後ろに資料としてお付けしたいと考えてございます。事業系ごみの平成32年度の数値に相当するものとして。

【瀧部会長】杉田委員いかがですか。

【杉田委員】一般廃棄物の考え方といたしまして、一般家庭から排出されるものと、蕎麦屋さんや飲食店等の事業所から出てくるものがあります。しかし、事業系一般廃棄物が家庭系ごみに混ざって排出されているケースが多く見られているのが実態です。事業者に対して、県や市町村が家庭ごみと事業系ごみをきっちり分けて、排出するように指導を徹底してください。家庭には不燃物や危険物を混ぜて、出してはいけないと指導されているので、事業者に対して、家庭ごみと事業系ごみの分別の徹底をもっと呼びかけていくことが必要です。理由としましては、事業者は事業系ごみを減らそうと努力をしている所も多いので、事業系ごみと家庭ごみを分別して排出してもらい、事業系ごみの減量化に更に取り組んで頂けるように、指導を徹底していく形で施策を運用した方が、より効果が上がると思います。

【瀧部会長】事業系に関して、増加のパーセンテージを3%に抑えるという話ですが、家庭ごみのように、何グラムという目標を立てられないかというのが、井上委員の御質問じゃなかったかと思うんですけども、杉田委員の方から、問題点というのはございますか。事業者サイドから見て、こういう問題があるから、今のところ、現時点では難しいというような話があるのかどうか、可能かどうかということですね。例えば、資本金いくらの場合、何グラムにしてとかですね、一つの例ですけれども。もしそういうことになると、事業系としては、非常に難しいという話になるのか。

【杉田委員】この数値の捉え方もありますが、先ほど課長さんが説明されたように、排出事業者がきちっと出してくれている分の数値だと思います。一方で、実態をもっと正確に把握するためにはどうしたらいいかという議論は重要です。市町村の委託状況を聴いていても、排出者が委託しているところの数値は把握できますが、ステーションに出しているものは、一般廃棄物としてのカウントになってしまっていると思います。500グラムという数値は目標としては良いとは思いますが、一番は分別排出の徹底という施策を思い切って出さないと、一般家庭からのごみの削減率に寄与しないと思います、また、事業系一般廃棄物が家庭ごみに混ぜられて、数量が増加する可能性があります。

ますので、その辺をよく気を付けないといけないところだと思います。数値だけ捉える前に、やるべきことをやっていかないと、500グラムの意味がなくなる可能性があります。分別排出の徹底については、市町村と協力して対応すべきと思います。

【櫻井課長】今回の、一般廃棄物の家庭ごみの500グラムというのは、これまでは排出原単位ということで、排出量を割った数値を出していたんですけども、普段の日常生活で実感が湧きづらいと、資源ごみなども入ってしまうので、やはり、一般家庭から家庭ごみをもっと身近に感じてもらうという趣旨で、排出原単位と違う切り口で設定させていただいて、身近な排出抑制を身近に感じてもらいたいという気持ちも込めた目標です。事業系一般廃棄物については、県庁もそうなのですが、分別排出が進んでおりません。お恥ずかしいのですけれども。分別排出が、そちらが優先かなと。

【杉田委員】今後の考え方といたしまして、各市町村が委託の収集運搬業者を把握していて、収集運搬業者がどこのお客と契約しているかを調べて、市町村にある一般廃棄物を出す排出事業者の数と合っているのかを突き合わせをするというのが非常に大切で、わかりやすい指標になってくるとと思います。収集運搬業者とお客の契約状況について、一気に調査すると大きな問題になりかねないので、何年かかけて、すり合わせていく、というのはやってくべきだと思います。

【市原室長】貴重な意見、ありがとうございます。事業系の一般廃棄物の削減対策につきましては、今回示した計画案の46ページに、わずかに2行だけ記載してございます。

市町村の仕事になるわけでございますけれども、課題として、家庭の一般廃棄物というのは、いろいろわかりやすい指標を用意できたりしているのですけれども、事業系の一般廃棄物というのは、これまで取組が手薄だったと考えています。県内の市町村でも、例えば野田市などでは、事業系として運び込まれたもののごみの展開検査をしまして、クリーンセンターが焼却の前にごみを開いて、中身を確認して、正しく出されているかということを確認したりと、市町村においても、少しずつ取組が進み始めてきた。県といたしましては、事業系一廃も重要かと考えておりますので、野田市など、先進的な取組をしている市町村がございます。県内でもそうですし、他の県でも情報を収集して、県内の市町村に情報を提供するなどして、事業系の廃棄物、対策を促していきたいと考えています。

【瀧部会長】ありがとうございます。事業系に関しては、まだデータの整備を含めて、十分になされていないように感じられますので、この5年間かけてですね、行政として使えるようなデータあるいは方策を作るというようなことをやっていただきたいと思います。環境研究センターの仕事になろうかと思っておりますので、それで、5年かけた次の計画の中に、どのように盛り込んでいくという形をとったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

まず、委員の皆様、どうですか。遅かれ早かれ、事業系の方に手を付けないといけなくなってくると思いますので、今日明日のことにはいきませんので、まず、調査す

べきところで調査をしていただいて、しっかりとした方策を立てていただいて、それを今度、こちらの計画の中に、反映させていきたいと思いますが、どうでしょうか、事務局の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【市原室長】たしかに、研究も必要と考えております。今のところ、事例を調査して、それをお伝えするということができておりませんので、きっちりと、家庭系に混入されているものの割合ですとか、調べることができたら、より適切な施策を打てるのではないかと思いますので、まずはしっかりと調査した上で、今後の次の計画になるかわからないですけれども、施策に反映していきたいと、考えております。

【瀧部会長】そのことは、今回の計画の中に、言葉だけでも、入れられるかどうかですね。調査できるかどうか、というのは、技術的なものは別として、調査すべき部署を県として持っているはずですので、そこに投げればよろしいかと思うんですね。5年間で調査をして、それをどのように行政に反映させるかと、その方策、形はですね、きっちり作ってもらうような、そういうものを投げかけていただければよろしいんじゃないかと思いますが。

【市原室長】環境研究センターとはよく相談をして、調査につきましては、なるべく記載する方向で検討させていただきます。

【瀧部会長】今の形でよろしいですか。では、そのような形で一つ宿題をお渡ししますので、よろしくをお願いします。

【ふじしろ委員】さきほどありました、プラスチックの容器リサイクルの件で、財政的な負担をみたらうんぬんという話だったんですが、容器包装リサイクル法の改正によって、いわゆる生産者が、財政的な負担をしているはずなのですから、その財源というのはどこに行っているんですか。うちの鎌ヶ谷市は、これ、ちゃんと分別してやっているんですけれども、分別、ABCとか判定によって、お金をもらったり、出さなくちゃいけないことになるとか、そういう話があるんですけど、容器包装リサイクル法の改正の段階で、余りにも自治体の負担を生産者が負担しているはずなのですから、財源をどういうふうにするか、リサイクル協会の方と、その辺りをもうちょっと詰めていけば、財源がないからという理由だけで、ちょっと容器包装リサイクル法で生産者に財源的なものを負担をさせたというのは不十分だったと理解してよろしいのでしょうか。

【瀧部会長】いかがですか。

【市原室長】あの、プラスチック製容器包装リサイクル、我々の方も、確固たる理由を把握しているわけではございません。申し上げたように、我々のそこは盲点でして、知らな過ぎるということで、徹底したヒアリングが必要と指示を受けております。なんかの理由がおそらくあると思いますので、徹底的に調べていくと申し上げます。

【ふじしろ委員】財源の問題というのは、県の方ではどうなのでしょう。メーカーさんが全部負担してますよね、キューピーさんにお電話して聞いたら、キューピーさんの

容器包装プラスチック、油の日清製油さんでも、全部費用を払っているわけですよ、たとえば大型店の場合には、プラマークの付いている部分については、一枚いくらかカウントして業者は払っているはずなんです。市町村がプラを集める、それが入っている。財源的な問題というのは、国全体としての財源をどうやって使っていくのか、検討していただかないと、お金がないというのは、みんなないわけで、わかるんだったら、ぜひチェックしていただきたいと思います。これ要望にしておきます。

【瀧部会長】 わからない部分が結構まだあるということで、今回はしめておきたいと思います。あと、事務局に宿題としておきますので、よろしくお願ひします。あと、私の方から伺ひしておきたいのは、確認の部分ですが、一般廃棄物の方で、家庭ごみ 500 グラムという数字が出てきているわけですが、これは、その削減量を 500 グラムにするには、現状から 42 グラムを減らさないといけないという話です。産業の方の 3%削減、あるいは 1%削減、こういう事柄と、産業の規模と、生産の規模、人口の今後の県内の増減の話ですね、産業と人口は密な関係ありますので、そういうような事柄を含めて、500 グラム、1%、3%というものがちゃんとできるのかどうか、そのあたりの検討を行ってきたのかどうか、そういう意味での検討が薄いようでしたら、今後、それを含めて、PDCAサイクルをチェックしていくということですので、検討結果を盛り込んでいく話に展開していったらと思いますが。

【市原室長】 かしこまりました。PDCAを回していく中で、目標に対する根拠を考えながら、例えば、産廃の処分であれば 1%削減につきましては、これ、国の基本方針と同じということで、設定の考え方としては、1%理念的な考え方で設定したものとございますので、その裏付けも含めまして、説明をしていきたいと。

【瀧部会長】 千葉県というのは、国に対する貢献度が高いということですので、国の方針が結構県内の産業なり人口なりに響いてくるように思います。そういうことも含めて産業と人口を総合的に考えていかないといけないと思います。そういう総合的な視点で一般廃棄物も含めて、見ていっていただきたいと思います。今後の検討をよろしくお願ひします。

【市原室長】 はい。かしこまりました。

【櫻井課長】 国の、一般廃棄物で申し上げますと、国の 12%削減というのは、3.5%を前提に計算されている。千葉県は同じ期間で 2%しか減らないという予測をしております。それも踏まえたうえで、今回 10%の削減をうたわせていただいております。

【瀧部会長】 産業が大きくなっていくんですね。国の産業計画はそういう立場に千葉県を位置付けているということですね。流れということではなくて、国民を支えるという見方はこれからより強くなるんじゃないかな。産業が膨らむのか、縮むのか、それに伴って、産業を支える人がどれくらい増減するか、それに基づいたごみの政策を立てる必要があるように思うわけです。先ほどの説明の中では、人口は人口、産業は産業という感じで、感じられたわけですので、一言申し上げさせていただきました。今、

私が言ったような形でやっているということであれば言うことはありません。よろしいですか。

では、42 ページまでという話でしたし、その後、質問の中に、後ろの方も含めた質問もありましたので、とりあえず、後ろの施策体系の方、どういう風に展開するのか、御意見・御質問ございましたらよろしくお願いします。

【ふじしろ委員】一つだけ確認します。55 ページ、56 ページ。放射性物質 8,000 ベクレルということで、安全性について、特に要望していきますというあたりで検討してくれるのかな、と勝手に理解していますけども、いかがなんでしょう。

【櫻井課長】廃棄物処理に関しましては、8,000 ベクレルを設定する際、国が設定したわけですが、廃棄物処理に直接携わる作業員が、年間を通じて、処分場の周辺住民にとって、安全に処理できるものとして、8,000 ベクレルという基準が定まっております。従いまして、廃棄物の処理に当たりましては、8,000 ベクレルというのが指定廃棄物との違いになっておりまして、ただし、まだ放射能の問題に対する科学的な知見が十分ではないということがありますし、住民の理解も十分ではないというのは現実であります。心配になるというのは現実にはあると承知しています。そうは言っても 8,000 ベクレルというのは安全に処理するための基準としてあるものですので、この廃棄物はそのまま放っておくわけにはいきません。処理は進めないといけませんし、安全に処理するための基準として 8,000 ベクレルがあるわけですから、少しでも不安をなくしていただくような努力も必要だと思いますので、御理解をいただきながら適正に処理を進めていきたいと思っております。

【ふじしろ委員】そうしますと、現状、管理型の最終処分場に入っていますね、千葉県の場合、8,000 ベクレル以下でしたら全部入れちゃっているんですか、事業者が基準を決めている、ということはあるんですか。

【櫻井課長】民間の処分場につきましては、自主的に基準を、何千ベクレル以上のものは困るよ、という自主的に基準を決めて受け入れないということは、あるやには聴いております。

【葉岡部課長】実際に、民間の処分場で受け入れる場合につきましては、処分場ごとに自主管理規定を設けて受け入れているというところで、一つの処分場では、自主管理規定としては、放射性濃度は 8,000 ベクレル以下を受け入れる基準とすると。8,000 ベクレルが 8,000 を超えるものですか、特措法対象のもの、ばいじんは受け入れないとか、自主管理規定を設けて受け入れていると。8,000 ベクレルを越えるものは受け入れないというような基準を設けていると自主管理規定を設けているということですよ。

【ふじしろ委員】こればかりやっているとこの審議会終わらなくなってしまうので。問題点があることだけは指摘しておきます。国が 8,000 以下は安全だからと、処分を進めることについて、私は問題だと思いますので指摘させていただきます。

【瀧部会長】ほかに何かございませんでしょうか。

【杉田委員】再生土について、誤解を招くといけないので、ここで言っている再生土とは何なのか、具体的に書いておいた方が良いと思います。逆にそれを悪用されてもいけないので、ここで使っている再生土は、何々汚泥とか、明確にした方が良いと思います。

【葉岡部課長】その辺につきましては、建設汚泥を処理したものと、私共は捉えておりますので、間違えない表記にいたします。

【瀧部会長】他になにかございますか。

【香村委員】災害廃棄物の処理体制の整備のところでお尋ねしたいと思います。一応、処理計画の策定ということで、県の処理計画を策定する、市の方でも処理計画を策定するということが書かれています。これは緊急時のことですから、県はなにをやるか、市町村はなにをやるか、その線引きというのは、きちんと行われるのでしょうか。

【市原室長】災害廃棄物処理計画でございますけれども、説明の中でも申し上げました、国が示している指針というものがございます、その中で県が果たすべき役割と、市町村が果たすべき役割は区分して、指針に示されてございますので、それぞれ、その役割に従って、県は策定していく、市町村には策定を促していくということを考えてございます。

【瀧部会長】区分けができていくということですね。他にございますか。

【井上委員】2点ほどございます。まず、一点目は、小型家電のリサイクル法ができて、施行されたんですが、市町村は全然動いていないんですね、イベントで申し訳程度に集めているんですけれども、ぜひ周知徹底を行っていただきたい。貴重資源がアーバンマインとしてですがこの国にあります、資源大国なのですが、家庭に眠っているわけですから。ぜひ、私たちもPRしますけども、周知徹底して、これはおそらくペットボトルのように、有料になって、お金を引き取ることになるかと思いますが、その辺も国のほうにプッシュしてほしいと思います。

もう一点、優良認定制度について、ちょっと表現が緩いのではないかと思います。導入を目指すのはいつですか。具体的に仕組みづくりするのはこの5年ですから、せめて、5年の間に仕組みづくりは始めてもらいたいと思います。実施は無理にしてもですね。先般、パレットを作っている工場を見に行ったのですが、輸入の安いパレットと競争しているわけですから、メリットがすくないですね。そういうものも有効活用する意味で、是非これは早急に進めていただきたいと思います。

【瀧部会長】よろしいでしょうか。

【市原室長】小型家電リサイクル法につきましては、全国の状況ですけれども、25年度で、全国の市町村で43%の市町村しか取組が行われていないと。委員から御指摘のあったとおりでございます。

これを県としても、全ての市町村で取組が進めるように、項目としては記載させていただきました。市町村に取組を促していきたいと考えております。

それから、優良リサイクル認定制度につきましても、もう少し、計画は素案でございますので、御指摘の意図を踏まえまして、具体的な時期について記載をさせていただきたいと思います。

【瀧部会長】あと、15分程度ですが、貴重な意見が出て、途中で切るのもあれですが、本日の皆様の方から出た貴重な意見は組み入れられるものは組み込み、まだ十分に組み込まれないようなものは、これからPDCAの中で組み込んでいただきたい。担当者が代わっても引き継げるようなPDCAサイクルの中にきちっと入れていただきたいと思います。そのようなところでよろしいでしょうか。

【河井委員】一点だけですね、59ページの、Ⅲの5の産廃処理施設の整備のための検討の主な取組の一番最初のところですね、下線を引き忘れていたところですが、産業廃棄物の最終処分場の公的関与の可能性のところですが、8次の計画のところ、産業廃棄物最終処分場の公的関与の可能性については、引き続き5年間ということで、いろいろ検討はいただいていると思うのですが、引き続き必要な検討をということですが、部会長が言われた通り、PDCAを回す中で、具体的な提案をしていただきながら、この検討をより具現化していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【瀧部会長】よろしいでしょうか。そのままそっくり計画の中に乗るんじゃなくて、成果を踏み台にして、次の計画になるようなそういう形に持っていっていただきたい、ということです。ほかによろしいでしょうか。

【渡邊委員】処理場のことなんですけれども、現在、稼働してから15年以上経過している施設が80%とありますけれども、焼却炉の寿命は大体25年から30年と私は聴いているんですけれども、それに対しまして、平成30年度になりますと、90%を超える見込みと記してあるんですけれども、その後の施設の場所は現在の施設の稼働となるんでしょうか。

【瀧部会長】平成30年度以降、どうなるか。

【市原室長】たしかに、寿命は限りがございますけれども、市町村におきまして、工事によって、長寿命化といった対策をとる場合もございます。これによりまして、25年の寿命があと10年、15年延ばすことが可能になる場合もございます。また、市町村によりましては、将来のごみの処理量を考慮して、同じ敷地内に、焼却施設を作り直す場合、また、新しい敷地を確保しまして、例えば広域化として、いくつかの市町村が合同で焼却施設を設置すると言った場合もございます。いずれにしましても、各市町村の地域の実情色々ございますので、今後の人口の動態でございますとか、財政などを市町村で考慮して、整備すると聞いています。

【瀧部会長】よろしいでしょうか。他に何かございませんでしょうか。では、最後の計画の推進を含めてですね、なにかございましたらお願いしたいと思います。宮脇委員の方から、ありましたね。事務局、今日配られた中の、説明いただけますか。

【市原室長】本日欠席の宮脇委員から、コメントをいただいております。処理計画の素案の施策に対し、いろいろ御意見を頂戴しています。まず、最終処分場でございますけれども、5年後の目標値を現在の計画と同じに設定するということは、エコセメント施設が休止しているという現状を考えますと、かなり困難な値と考えられるという意見をいただいております。確かに、再生利用率を高めるのは、県としても高い目標をあえて設定しているということではございますけれども、姿勢として高い目標を目指していきたいということで5年前の目標を引き継いでいるものでございます。

具体的に御意見をいただいた点といたしましては、2Rを積極的にという、小型家電、先ほど、井上委員からいただいた御指摘と同じような意見だと思います。リサイクル製品の認定制度、こちらは宮脇委員が御調べいただいております、現在は38の道府県で導入されているということですので、これら先進の事例を踏まえながら、具体の導入の取組について、計画の中に書き込んでいきたいと。52ページの水銀の処理、こちらにも具体的な取組を期待するという、以上です。

【瀧部会長】ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【香村委員】一点、計画の推進の一番最後の進行管理についてなんですけれども、前日も、住民にどこまでわかりやすく進んでいるか、と公表の仕方を考えて、ということ。ホームページや環境白書にその進捗状況を載せるという格好で書かれていますけど、それをどう表現するか、文章じゃなくて、たとえば、1、2、3、と。1はすすんでいるよ、2は普通だよ、3はあんまり進んでないと、1については理由を示すとか、住民が見て、県の廃棄物行政というのはこうなっているんだというのが、ある程度一目でわかるような、公表の仕方というのを考えていただきたいと思います。以上です。

【瀧部会長】ぜひともその辺御検討お願いします。

【瀧部会長】御意見は参考にさせていただきたいと思います。ほかになにかございますか。私から一つ、日本人の民族性から、「無形の精神的価値」も評価されてきましたが、だんだん西欧化してくると、今度は直接の物質的な物がないとレスポンスが悪くなってくるんじゃないかと思います。たぶん5年後、10年後になると強く出てくるんじゃないかと思います。もう一步踏み込んで施策を今後考えていっていただきたいと思います。例えば、インドネシアでごみの問題をやっているんですけども、リサイクル品を持っていったら、お金に還元するとかですね、実際動き始めているんですね。現金を渡すのではなくて、バックには銀行が付いていまして、銀行の通帳の中に、金額が書かれていく、そのような形、個人個人に通帳を渡すということをやっているんですね。たぶんそこまで進展するかは別としても、形のないものじゃなくて、ある程度形のあるものが要求されるように変化していくと思いますので、今後そういう検討を少しずつやっておいた方がいいように思います。機会がありましたら御検討いただきたいと思います。ほかになにかございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、時

間も時間ですので、この辺りで第9次の千葉県廃棄物処理計画素案について、一応了承いただいたという風にしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

また、貴重な御意見が出ていますので、この素案の中に盛り込めるものは盛込んでいただいて、そうじゃないものは、PDCAサイクルの中で組み込んでいくように、今後の計画を立てていただきたいと思います。よろしくをお願いします。ほかに、この問題以外のところで何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、このあたりでこの事案を終了したいと思います。今後のことについては、事務局の方からお話いただきたいと思います。

【市原室長】 それでは、今後のスケジュールについて、説明をさせていただきたいと思います。資料の3を御覧ください。瀧部会長や委員の皆様からの御意見を踏まえたパブリックコメント案を事務局にて作成させていただき、瀧部会長の御確認をいただいた上で、パブリックコメントの手続きに進んでまいりますので、御了解願います。パブリックコメントにつきましては、来年の1月から2月にかけて行う予定としております。そして、パブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ、事務局にて計画の最終案を作成しまして、第3回目の審議会に諮らせていただきます。もし、追加の御意見がございましたら、パブリックコメントの準備もありますので、1月8日までいただければ反映できるものは反映させていただきます。

【瀧部会長】 今後の日程については事務局から改めて委員の皆様にご調整させていただきます。その他、事務局から何かございますか。

【事務局】 ございません。

【瀧部会長】 以上をもちまして、本日の部会を終わります。ありがとうございました。

【以上】